○農林水産省告示第二千百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年九月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福井県大野市稲郷八七字茶屋平一の一、九二字引佐古一、九三字一ノ坂一、九四字尾廻り一、九五字目取一、九六字小横谷一、九七字租母尾一、下若生子二九字狸瀬一の八から一の一〇まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年九月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福井県大野市橋爪四五字魚帰一の一、四六字杉木谷一の一、一の五、四八字食小場一の一、一の五、一の八、蓑道五七字一ノ瀬平一の一、五八字廻り谷一の一、五九字上赤土一の一

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年九月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福井県大野市堂嶋四八字地極谷山一の一、四九字金山谷一の二、一の三、五〇字タイラ山一の二、小黒見一九字湯上山一、二〇字登子山一、二一字高平山一の一、一の二、二二字真谷山一、二三字蔭平山一

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年九月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

北海道紋別市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、紋別市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(一)　次の森林については、主伐は、択伐による。

紋別市（国有林）、紋別市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び紋別市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年九月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

北海道美唄市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び美唄市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年九月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福井県小浜市矢代二八号下河原谷一〇の一、一一から一九まで、志積一〇号大谷一二、一一号水谷一一、一二、二二号宮ノ背一一から一五まで、二三号割谷八、九、大谷七二号奥坂ノ谷九の四から九の九まで、本保六二号大岩一三の二、一三の三、一四の四、一四の五

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び小浜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千二号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百三条第六項の規定に基づき、空港事務所又は空港出張所において飛行計画の通報等に関する事務を行う時間を定める告示（昭和四十三年運輸省告示第二百十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年九月十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

表百里空港事務所の項中「9時30分」を「8時」に改める。

附　則

この告示は、平成二十七年十月二十五日から施行する。